

## 新潟市北区郷土博物館 令和6年度(4~10月)事業報告

### 1 展示事業

#### (1) 常設展示 「阿賀北の大地と人々の暮らし」(考古・歴史・民俗・芸術(書))

##### ① 「暮らしを支えた手織り葛塚縞」コーナーでの手織り技術伝承活動公開

- ・開催日 毎週土曜日午後
- ・会場 展示ホールまたは集会室
- ・協力実施 葛塚縞手織りの会

#### (2) 企画展及び関連事業

##### ① 常設展拡大企画 葛塚縞展(前年度から継続)

かつて町の主要産業だった木綿織物 葛塚縞について関連資料から紹介

- ・会期 1/4(木)~5/6(月・休):106日間
- ・入館者数 2,444人 (1/4~3/31(75日間):1,536人 4/2~5/6(25日間):908人)
- ・展示点数 41点(文書、民俗資料、写真)
- ・展示解説 曾部学芸員
- 開催日 3/24、4/7、4/21
- 参加者 合計15人(全期間 18人)
- ・手織り体験
- 開催日 3/23・30、4/6・13・20・27、5/4
- 会場 展示ホール
- 講師 葛塚縞手織りの会
- 参加者 29人(全期間 35人)
- ・関連講演会「越後の木綿をめぐって」
- 開催日 6/1(土)
- 会場 集会室
- 講師 陳 玲氏(新潟県立歴史博物館専門研究員)
- 参加者 23人

下線は令和5年度

##### ② 新潟地震から60年 災害の記録をたどる写真展

1964年に発生した新潟地震、1966年と1967年の2年連続の大水害などこれまでにみまわれた災害を記録写真などで紹介

- ・会期 5/25(土)~6/30(日):32日間
- ・入館者数 1,744人
- ・展示点数 105点(写真、映像、他)
- ・関連講演会「新潟地震から60年 いま災害を考える」
- 開催日 6/16(日)
- 会場 集会室

講師 伊藤館長

参加者 32 人

### ③ 夏休み企画 書を見る ―弦巻松蔭と上田桑鳩の作品―

二人の作家の自由な表現を楽しみつつ、書芸術の魅力を探る

対話形式による作品鑑賞会を実施

- ・会期 7/13 (土)～8/25 (日)：38日間
- ・入館者数 882人
- ・展示点数 15点 (書作品)
- ・作品鑑賞会 8/4 (日) 神田 直子氏 (前当館学芸員) 参加者 22人  
8/11 (日) 大野学芸員 参加者 3人
- ・関連講座「アートを楽しむ―弦巻松蔭と上田桑鳩の書作品を中心に」  
開催日 6/30 (日)  
会場 集会室  
講師 神田 直子氏 (前当館学芸員)  
参加者 27人

### ④ 第2回 新潟市北区こども作品展

新潟市北区の小学生が夏休みに取り組んだ創意工夫、探求心にあふれる作品や自由研究を募集し、出品全作品を展示した。審査の結果、最優秀賞3人・優秀賞17人を選出

- ・会期 9/21 (土)～10/20 (日)：26日間
- ・入館者数 956人
- ・展示点数 184点 (児童の自由研究作品)
- ・主催 新潟市北区
- ・対象 新潟市北区内の小学生
- ・審査員 川又 由香 (岡方第一小学校 校長)  
山本 政義 (北区教育支援センター 指導主事)  
丸山 寛 (北区長)  
伊藤 健 (当館 館長)
- ・参加校 北区内小学校9校
- ・出品点数 184点  
[ 1・2年生の部 57点  
3・4年生の部 74点  
5・6年生の部 53点 ]
- ・入賞点数 最優秀賞3点 優秀賞17点  
(1・2年生の部 6点、3・4年生の部 8点、5・6年生の部 6点)
- ・表彰式 北区長より入賞者へ賞状贈呈  
10月19日 (土)

受賞者 20 人中 17 人参加(受賞者家族 47 人参加)

## 2 教育普及事業（講演会・講座・教室・講師派遣・レファレンス等）

### (1) 講演会・講座

① 葛塚縞展関連講演会「越後の木綿をめぐる」(再掲)

P1 1 (2) ①参照

② 博物館講座1「地名・町名から読む郷土のあゆみ」

- ・開催日 6/9 (日)
- ・会場 集会室
- ・講師 本井 晴信氏 (元新潟県立文書館副館長)
- ・参加者 32 人

③ 博物館講座2「新潟地震から60年 いま災害を考える」(再掲)

P1 1 (2) ②参照

④ 博物館講座3「じっくり見たい北区の碑 (いしぶみ)」

- ・開催日 6/23 (日)
- ・会場 集会室
- ・講師 本井 晴信氏 (元新潟県立文書館副館長)
- ・参加者 27 人

⑤ 博物館講座4「アートを楽しむー弦巻松蔭と上田桑鳩の書作品を中心に」(再掲)

P2 1 (2) ③参照

### (2) 教室

① 常設展拡大企画「葛塚縞展」関連イベントにおける手織り体験 (再掲)

P1 1 (2) ①参照

② 夏休み体験教室 手織り体験「オリジナルの布を作ってみよう！」

- ・対象 小・中学生
- ・開催日 7/27 (土)、8/17 (土)
- ・会場 集会室
- ・講師 葛塚縞手織りの会
- ・参加者 14 人

③ 夏休み体験教室 ワラ細工体験「ナベシキを作ってみよう！」

- ・対象 小学3年生以上
- ・開催日 7/28 (日)、8/18 (日)

- ・会場 集会室
- ・講師 当館市民ボランティア、曾部学芸員、大野学芸員
- ・参加者 77人（7/28 30人、8/18 47人）

#### ④ 葛塚縞手織り出張実演における手織り体験（特色ある区づくり事業）

- ・開催日 8/31（土）・9/1（日）
- ・会場 新潟ふるさと村 ファイブワンいいね！新潟館（アピール館）
- ・講師 葛塚縞手織りの会
- ・参加者 84人（8/31 35人、9/1 49人）

#### ⑤ 市民ボランティア企画「牛乳パックの機織りで毛糸のコースター作り」、「いろんな紙飛行機を作ろう」

- ・開催日 10/14（月・祝）
- ・会場 集会室
- ・内容 牛乳パックで作った織機を使って毛糸を織る  
様々な形の紙飛行機を作り屋外で飛ばして遊ぶ
- ・講師 当館市民ボランティア
- ・参加者 35人（織物体験 18人、紙飛行機づくり 17人）

### （3）講師派遣

#### ① 自治会防災講座 「新潟地震から60年今災害を考える」

自治会において新潟地震の記録、防災に関する講座を開催

- ・主催 朝日万年青クラブ
- ・開催日 7/6（土）
- ・会場 朝日町公民館
- ・講師 伊藤館長
- ・参加者 40人

#### ② 観光庁「特別な体験」事業 新潟での新たな「潟」活用事業

通訳ガイド向け研修「福島潟周辺の地形と潟の昔の暮らしについて」

- ・主催 公益財団法人 新潟観光コンベンション協会
- ・開催日 8/20（火）
- ・会場 菱風荘「体験蔵」
- ・講師 曾部学芸員
- ・参加者 13人

### （4）レファレンス

- ・市民の郷土史学習サポート、資料調査協力、歴史資料や郷土史関連図書の閲覧などに対応
- ・他の博物館や大学など研究機関への協力

## (5) 刊行物販売

### 3 ふるさと学習

地域や学校などと連携し、資料の紹介や展示見学の利用を図る

#### (1) 学校教育の一環としての利用

##### ① 葛塚東小学校5年生総合学習「葛塚を食べよう！」

- ・期日と人数 5/2 (木) 112人
- ・講師 曾部学芸員 (補助：当館市民ボランティア)
- ・会場と内容 常設展示室。「福島潟の恵みをいただく昔の暮らし」のお話と映像を見た後、展示室の民具や写真で福島潟周辺の昔の暮らしなどについての説明

##### ② 葛塚東小学校6年生総合学習「葛塚の良いところを見つけよう」

- ・期日と人数 10/10 (木) 80人
- ・講師 大森学芸員
- ・会場と内容 常設展示室他。質問やヒントなど、自由見学の補助的な対応

#### (2) 一般の地域学習の場としての利用

##### ① 治安維持法国家賠償要求同盟阿賀野支部の木崎争議についての見学

- ・期日と人数 4/25 (木)、10人
- ・講師 曾部学芸員

##### ② 會津八一記念館関係者の企画展示及び常設展示の弦巻松蔭コーナー見学

- ・期日と人数 8/21 (水)、9人
- ・講師 神田直子氏 (前当館学芸員)、大森学芸員

##### ③ 葛塚コミュニティ福祉部の北区学習としての常設展示見学

- ・期日と人数 10/2 (水)、27人
- ・案内 当館市民ボランティア

##### ④ 北区自治協議会の北区学習としての常設展示見学

- ・期日と人数 10/9 (水)、自治協委員10人
- ・講師 伊藤館長、曾部学芸員、大野学芸員

### 4 市民ボランティアの活用

#### (1) ガイド活動

ゴールデンウィークなど来館者が多数訪れる時期、団体見学来館時などに当館市

民ボランティアが常設展示説明。市民とのかけはしとして、親しみや理解を深める助けとなる

### ① 春のガイドウィーク

4/27(土)～29(月・祝)、5/3(金・祝)～6(月・休)

- ・見学者 108人
- ・ボランティア活動人数 のべ30人

### ② こども作品展期間中の土日祝日ガイド

9/21(土)～23(月・休)、28(土)、29(日)、10/5(土)、6(日)、12(土)～14(月・祝)、19(土)、20(日)

- ・見学者 173人
- ・ボランティア活動人数 のべ30人

### ③ 団体見学・学校対応時のサポートやガイドなど

- ・合計13件
- ・見学者 317人
- ・ボランティア活動人数 のべ52人

### ④ 個人客へのガイド(6回)

- ・見学者 21人
- ・ボランティア活動人数 のべ6人

## (2) 体験プログラム

### ① 夏休み体験教室 ワラ細工体験「ナベシキを作ってみよう！」(再掲)

P3 2(2) ③参照

### ② 市民ボランティア企画「牛乳パックの機織りで毛糸のコースター作り」、「いろんな紙飛行機を作ろう」(再掲)

P4 2(2) ⑤参照

## (3) スキルアップ研修

### ① ガイドのスキルアップ研修

今年度は昨年度募集のボランティアが一人でガイドできることを目標に、相互ガイドを繰り返す行うことでコツをつかみ自信を持てるよう実施

- ・開催日 5/11(土)、6/8(土)、7/13(土)、8/10(土)
- ・内容 1) 先輩ガイドのデモンストレーション(5/11)  
2) コーナー担当ガイドの実施(6/8)  
3) 半分ずつガイドの実施(7/13、8/10)
- ・参加ボランティア 5/11 11人、6/8 12人、7/13 10人、8/10 12人

## ② 館外研修

- ・開催日 10/11 (金)
- ・訪問先 潟東歴史民俗資料館、信濃川大河津資料館、にどこみえーる館
- ・交通 新潟市総務部総務課のマイクロバスを利用
- ・参加ボランティア 8人 (職員2名が同行)

## (4) ボランティア定例会

隔月第2土曜日に実施。計画や役割分担についての話し合いや連絡調整  
(4/13、6/8、8/10、10/12)

## 5 博物館実習、職場体験等の受け入れ

### (1) 博物館実習

博物館学芸員課程履修の実習生の受け入れ

- ・実習生 6名  
(新潟大学3名・米沢女子短期大学1名・大東文化大学1名・国士舘大学1名)
- ・日程 新潟大学3名 (7/27・28、8/7・8、9/4、11/3・24 補講10/22、11/12)  
他大学3名 (8/7・8・17・18・31、9/1・4)

### (2) 職場体験

葛塚中学校2年生を受け入れ

- ・体験者 5名
- ・日程 5/16・17
- ・内容 展示内容の研究、企画展・体験イベントの企画立案、

## 6 郷土資料収蔵庫管理

- ・環境整備
- ・虫の侵入防止
- ・空調管理

## 7 所蔵資料(指定文化財含む)の保管・整理

### (1) 収蔵品の写真撮影

新収蔵作品を中心に今年度画像利用予定作品の撮影を行った。

- ・開催日 5/15 (水)
- ・撮影内容 新収蔵を含む美術作品22点 (書5点・絵画3点・小品14点)
- ・撮影者 スタジオユー 中澤氏
- ・作業 神田直子氏 (前当館学芸員)、大森学芸員、大野学芸員

## (2) 本館収蔵庫の床清掃

本館収蔵庫の施錠・土足禁止化に伴い、積層上下の床清掃を行った。

- ・開催日 9 / 4 (水)
- ・作業者 博物館実習生 6 人・大森学芸員・大野学芸員

## 8 所蔵資料の貸出と写真等の使用の許可の記録

(個人への貸出等は除く、9 月末分まで)

許可日	資料名	目的	貸出・許可先
3/12 ※貸出期間は 3/16～R7 3/26	山口賢俊 資料ノート (県内民俗調査の聞き取り等の記録) 97 冊	県博所蔵「新潟県民俗学会旧蔵民具コレクション」に関連する資料調査及び R6 年度冬季テーマ展示での展示	新潟県立歴史博物館
3/17 ※貸出期間は 4/1～R7 3/31 ※H23 4/1 以降 貸出継続※	・森下古銭出土地 古瀬戸[瓶子]、 ・森下古銭出土地 銭貨 94 枚、 ・伝佐渡沖海底 珠洲焼[壺] (畠山佑二コレクション)、 ・華報寺墓跡 珠洲焼[壺] (畠山佑二コレクション)	新潟市文化財センターでの展示	新潟市文化財センター
4/1 ※貸出期間は 4/1～R7 3/31 ※R3 4/1 以降 貸出継続	オオヒシクイ剥製 (アクリルケース入り)	水の駅「ビュー福島潟」での展示	水の駅「ビュー福島潟」
4/1 ※貸出期間は 4/1～R7 3/31 ※H29 5/31 以降 貸出継続	DVD「昭和 41 年 7. 17 水害、昭和 42 年 8. 28 水害、豊栄町の記録」	北区内自主防災組織等の防災学習のため	北区地域総務課
8/10 ※展示期間は 9/14～12/1	民俗資料 6 点 カスミ網、カブセ網、葉タバコ圧縮梱包囲い、葉タバコ運搬カゴ、梨の輸送用箱、ヤチキリガマ	企画展「令和 6 年度むかしのくらし展 暮らしの環境」の展示及び広報	新潟市歴史博物館

許可日	資料名	目的	貸出・許可先
8/20 ※展示期間は 9/14～12/1	写真 22 点 -山口賢俊氏撮影写真 11 点、 -北区郷土博物館アルバム収録写真 11 点	企画展「令和 6 年度 むかしの暮らし展 くらしの環境」の展 示及び広報	新潟市 歴史博物館
8/30 ※販促利用は 8 月～	写真 2 点 -豊栄映画劇場 (S36.7 撮影) -豊栄の本町通り (撮影年不詳)	『写真が語る 新潟 市の 100 年』(R6.11 出版予定)の販促物へ の掲載	株式会社 いき出版
9/4	写真 1 点 -「キッツオブネに刈り稲を積み、牛に 引かせる」山口賢俊 S33.9 撮影	BS フジ番組「ビルぶ ら！レトロ探訪」で の放映及び FOD での 配信 (9 月予定)	株式会社 バンエイト
9/5 ※展示期間は 10/19～ R7 1/30	写真 4 点 -山口賢俊氏撮影写真 4 点	写真展「亀田の四季 」での展示	新潟市江南区 郷土資料館

## 9 北区の文化財（指定文化財ほか）の関連事業

### (1) 公開活用

#### ① 郷土芸能の公演に係る郷土芸能保存団体代表者会議の開催

11 月に開催の「北区の郷土芸能公演」、「北区郷土芸能フェスティバル」の概要に  
ついて説明、各団体の意向確認

- ・開催日 5/26 (日)
- ・会場 集会室

### (2) 保護育成

#### ① 市指定天然記念物「大久保の大ケヤキ」の対応

枯れ枝等の剪定(6/12～13) に関して自治会・歴史文化課との連絡、文化財現状変  
更申請関係対応 4～6 月

#### ② 市指定文化財「法淳寺本堂」(濁川) の対応

能登半島地震 (R6 1/1 発生) による棄損の修理修復に関わる歴史文化課からの説  
明への同行 5/22

## 10 特色ある区づくり事業「北区郷土博物館 地域魅力発信事業」

(1) 葛塚縞について

① 葛塚縞関連講演会の開催（再掲）

P1 1 (2) ①参照

② 葛塚縞手織り出張実演・手織り体験

- ・開催日 8/31(土)・9/1(日) 10:00～15:00
- ・会場 新潟ふるさと村 ファイブワンいいね!新潟館(アピール館)
- ・講師 葛塚縞手織りの会 延べ10人
- ・来場者 466人
- ・葛塚縞手織り出張実演における手織り体験(再掲)

P4 2 (2) ④参照

## 新潟市北区郷土博物館 令和6年度(11月～R7.3月)事業計画

### 1 展示事業

#### (1) 常設展示 「阿賀北の大地と人々の暮らし」(考古・歴史・民俗・芸術(書))

##### ① 「暮らしを支えた手織り葛塚縞」コーナーでの手織り技術伝承活動公開

- ・開催日 毎週土曜日午後
- ・会場 展示ホールまたは集会室
- ・協力実施 葛塚縞手織りの会

#### (2) 企画展及び関連事業

##### ① 所蔵美術作品展 かたちを「うつす」世界

新収蔵作品を含めた美術作品を公開

「うつす」という言葉から導かれた3つの「写す/移す/映す」をキーワードに展示

- ・会期 11/16(土)～R7 1/13(月・祝)
- ・会場 ホール、集会室
- ・作品鑑賞会 講師 神田直子氏(前当館学芸員)ほか 12/1(日)・1/5(日)

##### ② 北区ゆかりの文化財展

北区ゆかりの指定文化財や登録文化財など有形・無形の文化財を紹介

- ・会期 R7 2/8(土)～5/6(火・休)
- ・会場 ホール、集会室

### 2 教育普及事業(講演会・講座・教室・講師派遣・レファレンス等)

#### (1) 郷土芸能公演

##### ① 北区の郷土芸能公演

郷土芸能保存団体による実演

- ・開催日 11/3(日・祝)
- ・会場 新潟市立葛塚東小学校 体育館
- ・演目 長戸呂の神楽、大瀬柳の神楽、新崎伊佐弥神楽、他門の神楽、新崎甚句、長場の神楽、樽砧(新崎)、竹の通りの神楽(出演順)

##### ② 北区郷土芸能フェスティバル

郷土芸能保存団体による実演

- ・開催日 11/24(日)
- ・会場 新潟市北区文化会館 ホール
- ・演目 木崎の神楽、御山伊佐弥神楽、松浜太鼓、高森の神楽、内沼の獅子舞、内島見の神楽、正尺の神楽、松浜盆踊り(出演順)
- ・関連イベント 郷土芸能に関するミニコーナーなど

## **(2) ふるさと学習**

学校や地域などと連携した資料の紹介、展示見学  
電化製品が普及する以前の暮らしを当館所蔵の釜、洗濯板などの生活道具（民具）  
を利用するなどして紹介し、新潟市北区の小学生（3・4年生）の社会科授業に対応  
現在、来館する小学校と日程、内容など調整中  
また、当館に来館できない小学校についても講師を派遣して出前型でのふるさと  
学習に対応する予定で、日程、内容について調整中

## **(3) レファレンス**

- ・市民の郷土史学習サポート、資料調査協力、歴史資料や郷土史関連図書の閲覧などに対応
- ・他の博物館や大学など研究機関への協力

## **(4) 刊行物販売**

### **3 博物館実習、職場体験等の受け入れ**

#### **(1) 博物館実習**

博物館学芸員課程履修の実習生の受け入れ

- ・実習生 6名  
（新潟大学3名・米沢女子短期大学1名・大東文化大学1名・国士舘大学1名）
- ・日程 新潟大学3名（11/3・24 補講 11/12）

### **4 市民ボランティアの活用**

#### **(1) ガイド活動**

来館者が多数訪れる時期、団体見学来館時などに昨年度募集して養成した当館市民ボランティアが常設展示を説明し市民理解の向上を図る

#### **(2) 体験プログラム**

11月24日に行われる北区郷土芸能フェスティバルの関連イベントとして、「折り紙で神楽をつくろう」、「神楽のお頭をかぶってみよう」のコーナーで指導予定

### **5 郷土資料収蔵庫管理**

- ・環境整備
- ・虫の侵入防止
- ・空調管理
- ・くん蒸処理

## 6 所蔵資料（指定文化財含む）の保管・整理

- ・歴史資料の整理作業
- ・民俗資料の整理作業
- ・美術作品の整理作業
- ・くん蒸処理

## 7 北区の文化財（指定文化財ほか）の関連事業

### (1) 調査整理

### (2) 公開活用

#### ① 北区の郷土芸能公演（再掲）

P1 2 (1) ①参照

#### ② 北区郷土芸能フェスティバル（再掲）

P1 2 (1) ②参照

#### ③ 文化財等説明板の修繕

### (3) 保護育成

- ・郷土資料収蔵庫内の防虫、防菌処理
- ・県指定天然記念物「高森の大ケヤキ」、市指定天然記念物「大久保のケヤキ」などに関する対応

## 8 特色ある区づくり事業「北区郷土博物館 地域魅力発信事業」

### (1) 郷土芸能の実演

#### ① 北区の郷土芸能公演（再掲）

P1 2 (1) ①参照

#### ② 北区郷土芸能フェスティバル（再掲）

P1 2 (1) ②参照

# 令和6年度入館状況

2024年10月22日 現在

月別	北区郷土博物館 入館者数 (人)	主な行事	開館日数
4月	614	常設展拡大企画 葛塚縞展 1/4～5/6	25
5月	908	常設展拡大企画 葛塚縞展 1/4～5/6 新潟地震から60年災害の記録をたどる写真展 5/25～6/30	27
6月	1,348	新潟地震から60年災害の記録をたどる写真展 5/25～6/30	26
7月	383	夏休み企画書をみる弦巻松蔭と上田桑鳩の作品 7/13～8/25	26
8月	650	夏休み企画書をみる弦巻松蔭と上田桑鳩の作品 7/13～8/25	27
9月	587	第二回北区こども作品展 9/21～10/20	25
10月	549	第二回北区こども作品展 9/21～10/20	27
11月	0	所蔵美術作品展かたちを「うつす」世界 11/16～R71/13	26
12月	0	所蔵美術作品展かたちを「うつす」世界 11/16～R71/13	23
1月	0	所蔵美術作品展かたちを「うつす」世界 11/16～R71/13	24
2月	0	(仮)北区ゆかりの文化財展 2/8～5/6	23
3月	0	(仮)北区ゆかりの文化財展 2/8～5/6	25
合計	5,039		304

・「入館者数」は、10月20日までの、館内に入場した人数です。展覧会観覧者数や事業参加者数の合計とは異なります。

## 月別入館者数調べ(本館のみ)

R6年10月20日現在

(人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	四半期 R6/R5
4月	464	426	379	434	510	649	698	272	610	628	479	614	230.7%
5月	610	504	446	547	427	554	527	185	470	617	377	908	
6月	587	376	674	743	683	535	589	532	553	647	388	1,348	
7月	1,117	1,081	888	1,231	1,198	790	606	427	570	660	569	383	87.8%
8月	850	757	1,039	882	1,135	952	1,003	526	800	445	606	650	
9月	1,220	1,360	1,331	982	1,302	1,040	1,048	850	781	355	643	587	
10月	910	532	452	0	575	698	798	481	648	445	384	549	—%
11月	924	1,181	1,289	1,201	1,015	990	1,557	781	530	0	1,309	0	
12月	428	193	580	582	337	418	354	605	677	0	1,030	0	
1月	370	260	551	769	510	422	671	665	530	469	544	0	—%
2月	647	635	714	656	323	701	738	468	372	417	482	0	
3月	925	1,094	426	875	492	516	306	450	630	518	510	0	
合計	9,052	8,399	8,769	8,902	8,507	8,265	8,895	6,242	7,171	5,201	7,321	5,039	

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市北区郷土博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 43 号

新潟市北区郷土博物館条例の一部を改正する条例

新潟市北区郷土博物館条例（平成 16 年新潟市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「国民の休日」を「休日」に改める。

第 8 条を次のように改める。

（観覧料等）

第 8 条 展示室及び展示ホールにおける展示（特別展示室兼集会室における企画展示を含む。）を観覧しようとする者から別表に掲げる観覧料を徴収する。

2 特別な展示を行う場合は、特別な展示を観覧しようとする者から市長がその都度定める観覧料（以下「特別観覧料」という。）を徴収することができる。

3 第 6 条の許可に係る使用料は、無料とする。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（観覧料等の徴収の時期）

第 8 条の 2 観覧料及び特別観覧料（以下「観覧料等」という。）は、観覧するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別に観覧料等の納付期日を定めることができる。

第 9 条（見出しを含む。）及び第 10 条（見出しを含む。）中「特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 8 条関係）

区分	観覧料の額（1人1回につき）（円）	
	個人	団体（20人以上）
一般	260	200
大学生・高校生	130	100

備考

- 1 この表において「一般」とは、大学生・高校生以外の者で15歳以上のもの（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずる学校の生徒を除く。）をいう。
- 2 この表において「大学生・高校生」とは、学校教育法に定める大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれらに準ずる学校の学生、生徒等をいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟市北区郷土博物館条例(平成16年条例第50号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(休館日)</p> <p>第4条 博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する<u>休日</u>（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(観覧料等)</u></p> <p>第8条 <u>展示室及び展示ホールにおける展示（特別展示室兼集会室における企画展示を含む。）を観覧しようとする者から別表に掲げる観覧料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>特別な展示を行う場合は、特別な展示を観覧しようとする者から市長がその都度定める観覧料（以下「特別観覧料」という。）を徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>第6条の許可に係る使用料は、無料とする。</u></p> <p><u>(観覧料等の徴収の時期)</u></p> <p>第8条の2 <u>観覧料及び特別観覧料（以下「観覧料等」という。）は、観覧するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別に観覧料等の納付期日を定めることができる。</u></p> <p><u>(観覧料等の免除)</u></p> <p>第9条 市長は、規則で定める特別な理由があると認める場合は、<u>観覧料等の全部又は一部を免除することができる。</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する<u>国民の休日</u>（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(観覧料等)</u></p> <p>第8条 <u>博物館の観覧料及び第6条の許可に係る使用料は、無料とする。ただし、特別な展示を行う場合は、市長がその都度定める観覧料（以下「特別観覧料」という。）を徴収することができる。</u></p> <p><u>(特別観覧料の免除)</u></p> <p>第9条 市長は、規則で定める特別な理由があると認める場合は、<u>特別観覧料の全部又は一部を免除することができる。</u></p>

改正後（案）	現行											
<p data-bbox="230 245 470 272">（<u>観覧料等</u>の不還付）</p> <p data-bbox="185 293 1106 368">第10条 既納の<u>観覧料等</u>は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、<u>観覧料等</u>の全部又は一部を還付することができる。</p> <p data-bbox="185 389 421 416">別表（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="215 427 1093 619"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 427 510 523" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="512 427 1093 475">観覧料の額（1人1回につき）（円）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="512 477 801 523">個人</th> <th data-bbox="804 477 1093 523">団体（20人以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 525 510 571">一般</td> <td data-bbox="512 525 801 571">260</td> <td data-bbox="804 525 1093 571">200</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 572 510 619">大学生・高校生</td> <td data-bbox="512 572 801 619">130</td> <td data-bbox="804 572 1093 619">100</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="215 628 271 655">備考</p> <p data-bbox="241 676 1106 842">1 この表において「一般」とは、<u>大学生・高校生以外の者で15歳以上のもの（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずる学校の生徒を除く。）をいう。</u></p> <p data-bbox="241 863 1106 986">2 この表において「大学生・高校生」とは、<u>学校教育法に定める大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれらに準ずる学校の学生、生徒等をいう。</u></p>	区分	観覧料の額（1人1回につき）（円）		個人	団体（20人以上）	一般	260	200	大学生・高校生	130	100	<p data-bbox="1176 245 1438 272">（<u>特別観覧料</u>の不還付）</p> <p data-bbox="1131 293 2051 368">第10条 既納の<u>特別観覧料</u>は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、<u>特別観覧料</u>の全部又は一部を還付することができる。</p>
区分		観覧料の額（1人1回につき）（円）										
	個人	団体（20人以上）										
一般	260	200										
大学生・高校生	130	100										

新潟市北区郷土博物館条例

(設置)

**第1条** 市民の教育、学術及び文化の向上を図るため、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として、新潟市北区郷土博物館（以下「博物館」という。）を新潟市北区嘉山3452番地に設置する。

(事業)

**第2条** 博物館は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 北区の考古、歴史、民俗、美術等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 資料の調査研究及びその成果の公開に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な事業  
(施設及びその利用)

**第3条** 博物館に次に掲げる施設を置く。

- (1) 展示室
- (2) 特別展示室兼集会室
- (3) 展示ホール
- (4) 図書室兼研究室

2 特別展示室兼集会室、展示ホール及び図書室兼研究室並びにこれらの設備は、前条の事業に支障がない範囲において、教育、学術及び文化に関する活動等の利用に供することができる。

(休館日)

**第4条** 博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日に当たる場合は、その翌々日）
- (3) 12月28日から翌年1月3日まで

(開館時間)

**第5条** 博物館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(利用の許可)

**第6条** 第3条第2項に規定する利用をしようとするもの又は資料について撮影、模写、模造又は熟覧（以下「特別利用」という。）をしようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の制限)

**第7条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、博物館への入館を拒み、又は前条の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 博物館の施設、設備又は資料を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利、宣伝又は営業上の目的をもって利用をするおそれがあると認められるとき。ただし、その利用が特別利用である場合で、その目的が博物館の活動に有益であると認められるときは、この限りでない。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められるとき。

(観覧料等)

**第8条** 展示室及び展示ホールにおける展示（特別展示室兼集会室における企画展示を含む。）を観覧しようとする者から別表に掲げる観覧料を徴収する。

- 2 特別な展示を行う場合は、特別な展示を観覧しようとする者から市長がその都度定める観覧料（以下「特別観覧料」という。）を徴収することができる。
- 3 第6条の許可に係る使用料は、無料とする。

(観覧料等の徴収の時期)

**第8条の2** 観覧料及び特別観覧料（以下「観覧料等」という。）は、観覧するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別に観覧料等の納付期日を定めることができる。

(観覧料等の免除)

**第9条** 市長は、規則で定める特別な理由があると認める場合は、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の不還付)

**第10条** 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、観覧

料等の全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

**第11条** 博物館に入館したもの(以下「入館者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 資料に触れること。
- (2) 資料の近くで万年筆、ボールペン等を使用すること。
- (3) 資料の撮影、模写、模造又は熟覧をすること。
- (4) 指定する場所以外の場所で喫煙又は飲食をすること。
- (5) 飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (6) 他の者に迷惑を与える行為
- (7) 火気を使用すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が博物館の管理上支障があると認める行為

(許可の条件)

**第12条** 教育委員会は、この条例の規定による許可に博物館の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

**第13条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは博物館からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたもの

2 教育委員会は、博物館の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、入館者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

**第14条** 入館者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 施設等の利用を終了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 行為の中止を命じられたとき。
- (4) 退去を命じられたとき。

2 教育委員会は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命じることができる。

(損害賠償)

**第15条** 入館者は、博物館の施設、設備又は資料を汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(職員)

**第16条** 博物館に館長その他必要な職員を置く。

(博物館協議会)

**第17条** 博物館に博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。

(組織)

**第18条** 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市内に住所を有する者

(任期)

**第19条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、委員を再任することができる。

(会長及び副会長)

**第20条** 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

**第21条** 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、同一の議案について再度招集しても委員の定数の半数に達しないときは、この限りでない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第22条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見の陳述を求めることができる。

(協議会の運営方法)

第23条 第17条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第8条関係)

区分	観覧料の額 (1人1回につき) (円)	
	個人	団体 (20人以上)
一般	260	200
大学生・高校生	130	100

備考

- この表において「一般」とは、大学生・高校生以外の者で15歳以上のもの(学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める中学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずる学校の生徒を除く。)をいう。
- この表において「大学生・高校生」とは、学校教育法に定める大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれらに準ずる学校の学生、生徒等をいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 新潟市北区郷土博物館の有料化について（お知らせ）

日頃より、当博物館をご利用いただきまことにありがとうございます。

さて、新潟市では経営改善に向けた取組として「公の施設に係る受益者負担の設定基準」を策定し、施設を利用しない方との公平性の観点から、施設を利用する方に適切な金額を使用料として負担（受益者負担）していただくことといたしました。

当博物館は、開館以来これまで観覧料を無料としてきましたが、この全市的な考えに基づき、令和7年4月1日から有料化することとしました。

施設を利用される皆様方から徴収する額については、下表のとおりです。

これまで長年無料としてきた当博物館については、激変緩和的な考えにより新潟市の博物館・資料館のうち、一般料金が最低である施設の料金にあわせ、大学生・高校生の料金と団体料金について新潟市の類似施設と同様の割合により定め、中学生以下はこれまでどおり無料とすることといたします。

当博物館としては、これまで以上に展示資料の充実などに努め、市民の皆様方のご期待に添えるよう努力してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 観覧料（令和7年4月1日から）

区分	観覧料の額（1人1回につき）（円）	
	個人	団体（20人以上）
一般	260	200
大学生・高校生	130	100

※ 中学生以下は引き続き無料

※ 「公の施設に係る受益者負担の設定基準」については、市のホームページ（下記 URL もしくは二次元コードからアクセス）をご覧ください。

[https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/zaisan/zaikaisuishin/zaimu\\_juekisyahutan.html](https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/zaisan/zaikaisuishin/zaimu_juekisyahutan.html)

